

令和6年度における環境物品等の調達実績の概要

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法律」という。）第8条第1項の規程に基づき、令和6年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和6年度の経緯

令和6年度については、同年4月15日に大学共同利用機関法人人間文化研究機構における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」について策定及び公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

各特定調達品目の調達量等について、物品等の調達については、別表1「令和6年度特定調達品目調達実績取りまとめ表（物品・役務）」、公共工事については、別表2「令和6年度特定調達品目調達実績取りまとめ表（公共工事）」のとおりである。

（1）特定調達品目の調達状況

①目標達成状況等

物品及び役務については、調達方針において調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定する品目については、全て100%を目標としていたが、別表1のとおり判断の基準を満足する物品を目標設定のとおり調達することができなかった品目が一部あった。なお、目標達成率は全体で約95%となった。

②調達目標を達成できなかった場合の理由等

教育、研究、資料の管理及び保存等の業務上必要とする機能や性能等に見合う特定調達品目の規格品がなかったためなどによる。

（2）特定環境物品等以外の環境物品等の調達状況について

物品等の調達に際し、判断基準や目標値は設定していないが、環境ラベルまたは同等のものが付された物品の調達に努めた。

（3）その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

昨年同様、物品等を納品する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して、環境物品等の調達を推進するように働きかけるとともに、計画的な発注で納品回数を減らすことにより、包装の簡易化及び配達車輛の稼働を抑制するよう努めた。

（4）当該年度調達実績に関する評価

教育、研究、資料の管理及び保存等の業務上の事情により物品等の調達率が目標に達しなかったものがあったが、年度当初の調達目標をおおむね達成することができた。

令和7年度においても、引き続き環境物品等の調達を推進し、日常の業務上の必要性等を考慮し

ながら、可能な限り環境への負担が少ない物品の調達に努めることとする。

【本件に対する窓口】

物品関係	事務局	財務課財務係	電話 03-6402-9220（直通）
公共工事	事務局	施設課施設係	電話 080-7482-1068（直通）